

議会運営委員会県外調査報告書

平成 30 年 7 月

1 調査概要

- (1) 調査箇所 福井県議会及び石川県議会
- (2) 出席委員 いそもと委員長、鈴木副委員長、
綱嶋、市川、藤代、守屋、加藤(元)、梅沢、土井、いとう、岸部、
茅野、長友、相原の各委員
- (3) 随行者 霜尾課長、山際副主幹、鈴木(翔)主事(議会局議事課)
- (4) 調査日 平成30年7月26日(木)から27日(金)まで
- (5) 行程 [7月26日]
新横浜駅(集合) → 福井駅 → 福井県議会 → 金沢市内(宿泊)
[7月27日]
金沢市内 → 石川県議会 → 金沢駅 → 東京駅(解散)

2 福井県議会

(1) 調査目的

福井県議会における、本会議の文字情報によるリアルタイム配信やふくい高校生県議会の開催など、議会改革の状況について調査するとともに、議会運営全般に関する取り組みや事例を把握し、本県の議会運営の向上に資する。

(2) 福井県議会事務局出席者

議会事務局次長、議事調査課長、議事調査課参事、議事調査課総括主任及び総務課課長補佐

(3) 委員長あいさつ

(4) 福井県議会事務局あいさつ

(5) 概要説明

以下の内容等について説明があった。

ア 議会の構成について

イ 議会運営委員会について

ウ 本会議の運営について

代表質問はすべての定例会において各交渉会派が行い、一般質問は原則として発言通告のあったすべての議員に認め、割り振りを行っている。

エ 委員会について

傍聴は委員会による許可制としているが、傍聴人の定員があるためであり、運営上は委員長からの傍聴人数報告のみを行っている。

オ 予算の審査方法について

議長を除く全議員で構成する予算決算特別委員会を設置している。常任委員会と同じ分野を所管し同じ議員で構成される4つの分科会で審査を行ったのち、当該委員会で総括審査を行う。

カ 決算の審査方法について

キ 議案の説明に係る協議等の場について

全員協議会により実施している。

ク 陳情処理について

原則、委員会付託・採決を行わない。提出要件等に基づき、議長判断により陳情扱いと要望扱いとするものに分けて処理している。

ケ 議会改革等の取組状況について

福井県議会改革検討会議を設置し、委員会や傍聴等に係る議事運営手続、広報・広聴を含む開かれた議会への取り組み、IT等の導入、会派控室のあり方など、広範多岐にわたる項目について検討を行っている。また、議会改革の一環として開かれた議会を推進するため、平成27年度から平成29年度までは高校生を対象とした模擬県議会「ふくい高校生県議会」を、本年度は議事堂外における常任委員会と県民との意見交換会を開催している。

コ 災害その他の危機事象の対応について

サ 議会ICT化の取組状況について

シ 広域連携の取組について

(6) 質疑応答

質 疑 陳情について、原則、委員会付託・採決を行わないとのことであったが、審議はどのように行っているのか。

応 答 まず、陳情扱いとするか、要望扱いとするかの基準があり、陳情として扱うものについては議長が委員会に付託するか判断する。委員会に付託しない陳情については、その内容について執行機関の考え方や現状を文書で付した上で、全議員に配布する。付託されなかった陳情は委員会で採決されることはないが、議員が委員会において質疑することはできる。

なお、従前は陳情についても、請願と同じように委員会に付託していたが、効率化を考え、3年前に取り扱いを見直し、陳情については原則委員会に付託しないこととした。

質 疑 陳情扱いとするか要望扱いとするかの基準について、明確な規定はあるのか。

応 答 明確な規定は設けていないが、先例や議長の了解事項に基づく内規がある。

質 疑 高校生への有権者教育について、県議会への関心を高めてもらうことを目的に3年間実施し、成果があったとのことだが、本年度から新しい形に発展した理由を教えてください。

応 答 3年間で事業が終了したのではなく、今後は、高校生県議会と常任委員会と県民との意見交換会を隔年で実施する予定である。

開かれた県議会を目指した広報の取組みの中で、強力に広報を投げかける相手として、若者、女性、障害者の3点を挙げており、高校生県議会は若者を対象とした取り組みであった。障害者については、手話や文字情報といったツールによって議会の情報を届ける取り組みを実施している。女性を対象に加え、広報するため、議事堂外での常任委員会と県民との意見交換会を実施すること

となった。高校生県議会については、議員からも今後も続けるべきだという意見が出ている。

また、今年度は本県で国体が開かれ、高校生がボランティア活動等を行うことから、同時期に高校生に負担が集中しないよう配慮する必要もあった。

質 疑 予算の審査について、常任委員会と同じ分野を所管し同じ議員で構成する分科会で審査するとのことだが、常任委員会と予算決算特別委員会の審議の内容は明確に分けられるのか。

応 答 常任委員会と予算決算特別委員会の分科会のメンバーは同じであり、同一日程で開催しているが、審議を明確に分けている。まず、分科会を開催し、予算議案について集中審議を行う。分科会の審査終了後、常任委員会を開催し、付託議案について集中審議を行ったのち、県政全般に係る委員会の所管事項について審査を行う。

質 疑 テレビ県議会の視聴率はどれくらいなのか。

応 答 テレビ局から番組の正確な視聴率は取れないと言われている。この曜日のこの時間帯の一般的な視聴率というものはいただいているが、あまり高くない。放送内容についての見直しを行っており、今年から新たに議事堂外での常任委員会と県民との意見交換会についても放送することとし、放送内容を作成中である。このような取り組みにより、視聴率を上げたいと考えている。

質 疑 選挙区について、越前市今立郡及び小浜市三方郡については、市町を束ねていて、かつ定数も多くなっているが、区割りの経緯について伺いたい。

応 答 正確な資料を持ち合わせていないが、市町村合併があった際に合併前の地域の関係を踏まえ、選挙区を設定した。定数については人口の移り変わりにより見直しを行っている。なお、国勢調査等の結果を受け、ここ何回かは見直しの必要はないという結論になっている。

質 疑 代表質問において、分割質問を複数人で行うことができるとのことだが、詳細を伺いたい。

応 答 分割の仕方について、1人の議員が持ち時間の中で、知事に質問したのち、その他について質問するというように分割する方法と、複数の議員が持ち時間の中で、A議員が質問したのち、B議員が質問するというように、順番に質問するという方法がある。なお、A議員とB議員の質問するテーマは関連している必要はない。

質 疑 聴覚障害者向けに、本会議の代表質問の様子を文字化して、リアルタイム配信しているとのことだが、その予算はどのくらいか。

応 答 年間4回、代表質問でのみ実施しており、予算ベースで年間32万7000円を計上している。

質 疑 本会議の手話通訳を行っているとのことだが、その予算はどのくらいか。

応 答 代表質問及び一般質問で手話通訳を実施しており、派遣料は一時間あたり8000円である。

質 疑 陳情について、取り扱いを3年前に見直したとのことだが、このことについて、いろいろな意見があったかと思うが、具体的にはどのようなリアクション

があったか。

応 答 後退ではないかとの意見は多少あったが、マスコミからの厳しい意見もなく、事前に想定したほどの批判はなかった。

質 疑 常任委員会と県民との意見交換会について、女性も含め、対象を拡大するために実施することになったとのことだが、共働き世帯率が高い貴県において、女性に参加いただくための工夫は行っているのか。

応 答 常任委員会と県民との意見交換会は、今年からの新しい取り組みであり、手探り状態である。働いている女性に参加いただくことは難しいため、今回は女性が所属している団体や学校に声をかけて、実施させていただく。今後については、今回の結果を踏まえ、考えていきたい。

(7) 議場視察

速記による記録は行っていない。対面式演壇や議場スクリーンは設置しておらず、議長席、演壇及び事務局席に残時間表示器を設置している。

(8) 調査結果

本会議の運営について、代表質問は一括質問方式と分割質問方式の選択制で、一般質問は一括質問方式で行われ、発言通告には質問項目、答弁を求める者、所要時間及び質問日を記載している。代表質問は交渉会派（所属議員数4人以上の会派）がすべての定例会で行い、質問時間は原則として30分に会派の所属議員数に1分を乗じて得た時間を加えた時間となっている。質問方式について、分割質問方式では同一会派内の複数人で質問することができる。一般質問は、原則として発言通告のあったすべての議員に認め、割り振りは行っていない。質問時間は1人20分以内かつ答弁を含めて40分以内となっており、また、テレビ中継がある場合には1人15分以内かつ答弁を含めて30分以内となっている。

委員会の傍聴について、傍聴は委員会による許可制としているが、傍聴人の定員があるためであり、運営上は委員長からの傍聴人数報告のみ行っている。各委員会の開催日の3日前の正午までに事前申し込みを受けつけ、傍聴人の定員（8人）を超える場合は抽選により決定し、定員に満たない場合は当日の申し込みを受けつけている。

予算の審査方法について、議長を除く全議員で構成する予算決算特別委員会を設置している。常任委員会と同じ分野を所管し同じ議員で構成される4つの分科会で審査を行ったのち、当該委員会で総括審査を行う。委員会における質疑は発言通告制による一問一答方式であり、発言時間は会派均等割及び会派議員数割により算定し、理事会で調整の上各会派に割り当てている。

陳情処理について、原則、委員会付託・採決を行っていない。提出要件を欠くもの、電子メール等によるもの及び既に願意が達成しているもの等については要望扱いとし、それ以外を陳情扱いとしている。

議会改革の取組について、従前から検討が必要な案件が生じた場合にその都度検討組織を設置していたが、平成20年の地方自治法の改正に伴い、同法第100条第12

項に規定する協議等の場として、福井県議会改革検討会議を設置し、毎定例会の会期中に原則1回、年4回程度開催し、主に委員会や傍聴等に係る議事運営手続、広報・広聴を含む開かれた議会への取り組み、IT等の導入、会派控室のあり方等、広範多岐にわたる項目について検討し、それを受けた議会運営委員会、各派代表者会議、広報会議等の決定を受けて改革を実施している。これまでの主な取り組みとして、平成25年6月定例会から代表質問及び一般質問の質問及びその答弁ごとの音声データのホームページ掲載を、平成29年6月定例会から都道府県議会では初めて、本会議（代表質問）の文字情報のリアルタイム配信を、平成30年6月定例会から本会議の質問日のライブ中継及び録画中継への手話映像の挿入を、それぞれ実施している。

また、次世代を担う高校生に県議会議員の活動や県の施策の議論状況を実体験してもらうことにより、県議会及び県議会議員への関心を高めてもらうこと目的に、平成27年度から平成29年度までは「ふくい高校生県議会」を開催し、本年度は女性を含め、対象者を拡大した広報活動を行うため、議事堂外での常任委員会と県民との意見交換会を実施している。

以上のように、福井県議会を調査したことにより、本県の今後の議会運営の向上を考える上で参考に資することができた。

(9) 福井県議会調査の様子

あいさつする いそもと委員長



質疑応答の様子



議場見学の様子



2 石川県議会

(1) 調査目的

石川県議会における、議員提案政策条例の制定や予算特別委員会の常任委員会化など、議会改革の状況について調査するとともに、議会運営全般に関する取組みや事例を把握し、本県の議会運営の向上に資する。

(2) 石川県議会事務局出席者

議会事務局長、次長兼総務課長、議事課長及び企画調査課長

(3) 委員長あいさつ

(4) 石川県議会事務局あいさつ

(5) 概要説明

以下の内容等について説明があった。

ア 議会の構成について

平成3年改選時以降、交渉団体の概念を用いていない。

イ 議会運営委員会について

ウ 本会議の運営について

代表質問はすべての定例会において所属議員7人以上の上位2会派が行い、一般質問は原則として発言通告のあったすべての議員に認め、割り振りは行っていない。質問時間に答弁及び再質問の時間は含まない。

エ 委員会について

オ 予算の審査方法について

平成23年12月から予算審議の更なる充実及び予算議案の分割付託の解消を図るため、常任委員会としての予算委員会を設置しており、議長を除く全委員が所属している。質疑方式は一問一答方式であり、議場において開催している。

カ 決算の審査方法について

キ 議案の説明に係る協議等の場について

予算委員会協議会により実施している。

ク 陳情処理について

委員会での審査・採否等を行っていない。受理した陳情書については、議長までの供覧処理を行ったのち、その写しを各会派に送付し、全議員に陳情案件の周知を図った上で、関係委員会に参考送付している。

ケ 議会改革等の取組状況について

平成22年9月、議会改革のための常設の検討組織として、石川県議会基本条例に基づき、石川県議会改革推進会議を設置し、議会の改革及び議会活性化に関すること、議会の機能強化に関すること及び議会制度に関すること等について検討している。また、平成22年9月、議会の政策立案機能等の充実強化のため

め、石川県議会基本条例に基づき、政策調査会を設置し、いしかわの酒による乾杯を推進する条例等、5本の議員提案政策条例を制定している。

コ 災害その他の危機事象の対応について

サ 議会ICT化の取組状況について

シ 広域連携の取組について

(6) 質疑応答

質 疑 予算委員会の常任委員会化について、予算審議を毎定例会で行うということだが、その時に提出された予算議案に係る審議のみを行うのか。

応 答 予算議案に限定せず、県政一般について審議を行っている。

質 疑 本来であれば本会議において各常任委員会に議案が付託され、その常任委員会が機能を発揮するわけであるが、予算委員会と常任委員会の審議内容が重複する懸念がある。二重に審議することについて、審議が深まるとも考えられるが、どのように整理しているのか。

応 答 重複することもあるかと思うが、審議が深まるということを重視している。

質 疑 陳情について、委員会に付託すれば議長だけでは判断できないものについて委員会で審議することができる。委員会に付託せず、議員に参考送付のみ行う場合、陳情について委員会で審議すべきであるといった意見が出ることはないか。

応 答 会議規則により、委員会に参考のため送付するとなっており、審査するものとなっていない。規則に参考送付とあることから、それ以上の対応を求める意見は出てこない。

質 疑 様々な議員提案政策条例を制定しているが、制定に伴い、県民の方から陳情という形で意見が出てくることもあるかと思うが、それに対して何らかの形で回答するのか。

応 答 何もしていない。

質 疑 年間を通じて、どれくらいの方が傍聴に来るのか。

応 答 大体1日100人程度である。

質 疑 委員会については、定員を超過することもあると思うが、その場合、中継映像をモニターで見ることにはできるのか。

応 答 定員を超過した場合には、大会議室でモニター傍聴をいただいている。

質 疑 傍聴に来られない方はインターネット中継により議会を見ることができると思うが、文字を表示する等、障害者への配慮の取り組みは行っているか。

応 答 本会議及び予算委員会については、インターネット中継を実施しているが、質問・答弁の内容のテロップ表示等はしていない。また、委員会についてはインターネット中継を実施していない。

質 疑 予算の審査について、任期当初に4年間分の質疑者の割り振りを決めているとのことだが、会派異動等が発生した場合はどういった対応をするのか。

応 答 会派の所属人数によらず、1人年1回、かつ任期中に質疑時間の長い2月定例会で1回質疑できるように各会派に割り振りを行っているため、会派異動が

あった場合にも割り振りは変更していない。

質 疑 委員会の質疑内容について、予算委員会は県政一般であり、常任委員会は付託議案であるとの説明があったが、常任委員会では付託された議案の範疇でしか質疑ができないのか。

応 答 常任委員会においても、付託案件に加え、所管事務調査という形で、所管事務の範囲で県政一般について質疑できる。なお、予算委員会の内容は、一問一答形式による本会議の一般質問であると理解してほしい。

質 疑 議会改革推進会議におけるこれまでの検討内容において、中長期的検討課題として議長の在任期間が挙げられているが、どういった経緯で挙げられているのか。

応 答 議会改革推進会議で取り上げているものであるが、議会の通年開催や議長の在任期間については長いレンジで課題として視野に入れているものである。なお、このことについて検討は始めている。

質 疑 政策調査会において、今まで5本の議員提案政策条例を、概ね1年に1本挙げてきているが、これは全会派一致して、話し合いながら進めているのか。

応 答 政策調査会において取り扱う条例案については、議会の総意が得られる、相応しいものを選ぶこととしており、全会派が検討する意思を示したものについて協議・審査している。したがって、最終的には議会において全会一致で可決されることを目指して扱われる条例案となっている。

質 疑 政策調査会では、議員提案政策条例を議論する以外にどんな活動をしているのか。

応 答 今のところ、条例がメインとなっており、条例に応じて、そのテーマに沿った研修会や勉強会を開催している。

(7) 議場等視察

速記による記録は行っていない。対面式演壇や議場スクリーンは設置しておらず、議長席、局長席、演壇及び議場の側面2箇所に残時間表示器を設置している。

(8) 調査結果

本会議の運営について、質問は一括質問方式で行われ、発言通告には質問の大項目を記載している。また、質問日前日までに質疑要旨を提出することになっている。代表質問はすべての定例会で行い、所属議員7人以上の上位2会派が行う。質問時間は2月定例会においては第1会派が60分以内、第2会派が40分以内、その他の定例会においては第1会派が40分以内、第2会派が30分以内となっている。一般質問は、原則として発言通告のあったすべての議員に認め、割り振りは行っていない。質問時間は1人20分以内である。なお、代表質問・一般質問ともに答弁及び再質問の時間は質問時間に含めていない。

委員会の傍聴について、委員会は原則、公開となっており、傍聴者の定員は10人である。委員会開会時刻の30分前から10分前までの間、先着順に傍聴申込を受け付けており、定員を超えた場合は、大会議室でモニターテレビにより視聴できる。

予算の審査方法について、議長を除く全議員で構成する予算委員会を常任委員会として設置している。各定例会において、一般質問終了後、予算議案を予算委員会に一括付託し、審査を行っている。予算委員会は議場で開催し、質疑は発言通告制、一問一答方式を採用し、本会議に準じた答弁者の出席をもって実施されている。質疑者の割り当てについては、任期当初、予算委員会理事会において1人年1回発言できるよう各会派への4年間分の割り当てを決定している。質疑時間は2月定例会においては1人60分以内、その他の定例会においては1人30分以内となっている。

陳情処理について、議長までの供覧処理を行ったのち、その写しを各会派に送付し、全議員に陳情案件の周知を図った上で、関係委員会に参考送付するが、当該委員会において審査・採否等を行っていない。陳情の受理に関する規定はないが、当該陳情が議長宛てとなっており、陳情者名及び願意の記載があれば受理することとしている。また、陳情書の提出については、持参または郵送によるものとしており、陳情者の住所によって、異なる取り扱いはしていない。

議会改革については、平成22年9月、石川県議会基本条例第10条第1項に基づき、議会改革のための常設の検討組織として石川県議会改革推進会議を設置している。これまでの主な取り組みとして、平成23年12月14日から予算特別委員会の常任委員会化、平成28年度交付分からの収支報告書のホームページ公開、平成30年第3回定例会から質疑要旨の傍聴者配付及びホームページ公開等が挙げられる。

以上のように、石川県議会を調査したことにより、本県の今後の議会運営の向上を考える上で参考に資することができた。

(9) 石川県議会調査の様子

あいさつする いそもと委員長



質疑応答の様子



議場見学の様子

